

大学での知的財産活動の紹介



会員・福岡大学知的財産センター教授 角谷 浩

要約

大学では、教員である研究者がそれぞれ異なった研究をしており、その研究成果を学会や論文で発表している。研究者は、価値の高い論文をどれだけ発表できたかで評価がなされる。そのため、研究者にとっては特許よりも論文が重視される傾向がある。しかし、企業は論文よりも特許を重視し、公開された特許に基づいて大学の研究者と共同研究や受託研究を締結する。

一方、大学は発明を実施する実施機関ではなく、公的資金が投入された研究機関であるため、企業とは特許の取り扱いも異なる。このような企業との違いがある大学で、どのような知的財産活動を実施しているのかを紹介する。

目次

1. はじめに
2. 知的財産の啓蒙
3. 発明ヒアリングと先行技術調査
4. 発明審査委員会
5. 特許出願
6. 技術説明会・展示会
7. TLO への依頼
8. 発明の権利化（審査請求）
9. 権利維持
10. 外国出願
11. 研究契約書
12. 外部からの人的支援
13. 安全保障貿易管理
14. 大学発ベンチャーの特許支援
15. おわりに

本学においては、発明に関して研究者から毎年 30 件超の相談があり、先行技術調査によって新規性・進歩性欠如で特許出願できない案件や、発明の明確性や完成度から出願に至らない案件を除くと、特許出願できるのは 25 件程度である。また、企業との共同出願が多くを占め、本学の単独発明は 10 件程度である。

その他、特許出願の依頼は、一部の研究者に集中する傾向にあり、工学部、医学部、薬学部の教授クラスの研究者が多くを占めている。

以下、福岡大学知的財産センター、産学知財課での知的財産活動について紹介する。産学知財課は知的財産センターを支える事務部門である。

2. 知的財産の啓蒙活動

2.1 知財セミナー

知財セミナーは、研究者に対して知的財産制度への啓蒙を図るため、特許制度、大学内の特許出願までの



(知的財産センターは福大文系センター棟内にある)

1. はじめに

福岡大学は、文系学部、理系学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部を備える学生数約 2 万人の総合大学であり、西日本の私立大学としては最大規模である。また、多くの大学とは異なり、1つのキャンパスにすべての学部が配置されているため、いずれの学部も徒歩で行き来することができる。その利点を生かして、我々知的財産担当者は頻繁に研究室に直接訪問して、研究者に対して発明ヒアリングや意見聴取を行っている。

手続き、発明の事例紹介、特許権のメリットなどを説明している。セミナーの対象者は研究者に限らず、医、薬、理工系の大学院生や学部生もセミナーに参加できるようにしている。

また、学内の者を講師とした知財セミナーだけでは、年々セミナーの参加者が減少する傾向があるため、例えば、大手企業の知的財産部の方を招いて、その企業の国内外の知的財産活動や、企業が大学研究者に対して期待することなど、大学研究者の興味を引くように毎年異なった内容で知財セミナーを実施している。

ところで、発明は研究の成果であり、本学では多くの特許権を獲得している研究者はそれに比例して外部資金の獲得件数も多い。また、特許権が手掛かりとなり、企業との共同研究や受託研究に結び付く確率も高いと考えられる。

2. 2 個別セミナー

学内での特許出願の依頼は、「はじめに」の部分で述べているように、一部の研究者に集中しているため、本学に在籍している特許出願の経験がない研究者、特に若手の研究者を中心に個別のセミナーを開催している。具体的には、研究者が取り組んでいる研究内容をヒアリングし、ブレインストーミングを通じて発明の発掘や、特許出願可能な発明のポイントなどを提示し、若手研究者の特許の理解が深まるようにしている。

それ以外にも、先行技術調査の事例問題を考えて、若手研究者に特許庁のデータベースである J-PlatPat にアクセスさせ、キーワードによる簡単な先行技術調査方法も教示している。

大学の研究者は学会の研究発表の内容や論文には精通しているものの、企業が主体となっている特許出願の内容については実際のところあまり把握できていないのが現状である。そのため、J-PlatPat を用いて先行技術調査ができることは、大学研究者において、企業の研究開発の技術水準を知るうえで極めて有効であると考えられる。

3. 発明ヒアリングと先行技術調査

本学での発明ヒアリングは、発明者と知的財産センターの専任教員と産学知財課の事務職員等を基礎として、さらに、ヒアリングを行う発明の技術分野に精通している、学外の発明審査委員、コーディネーター、University Research Administrator (URA) が参加す

る。コーディネーターは、技術分野や活動内容の違いにより、5名が所属している。URA、コーディネーターは、ほとんどが大手企業のOBであり、技術的知識のみならず、企業の技術情報についても豊富な知識を有しており、産学連携として発明者である研究者と企業とを結びつけるスキルも備えている。

発明ヒアリングを開始するにあたって、発明者は、本学で様式が決められている発明届に、従来技術、発明の特徴、効果、研究資金、研究契約、学会発表の時期などを記載して提出する。ただし、本学で特許出願の経験のない研究者は、直接発明届に発明の概要を記載することが困難な場合が多いため、事前に知的財産センターと発明相談を行い、発明のポイントを絞り込む。その後、発明者が発明届にそのポイントを含めた発明概要を記載し、上述の発明ヒアリングを実施することになっている。

通常の手順として、提出された発明届の内容を知的財産センターが検討し、発明の内容が理解できる場合には事前に先行技術を調査し、その調査結果を発明ヒアリングに出席するコーディネーター等と共有する。発明の理解が不十分と思われる場合は、実際に発明ヒアリングを行って発明の内容を確認し、ヒアリングが終了した後に先行技術を調査する。ただし、企業との共同出願の場合で、企業から出願の依頼があった発明については、企業側で十分に先行技術が調査されているため、本学では原則として先行技術調査は行わない。

先行技術調査の結果と発明ヒアリングの内容を踏まえ、発明者を除く発明ヒアリングに参加した者で打ち合わせを行い、有用性があり権利化が望める発明については発明審査委員会に特許出願すべき発明であるとして推薦する。一方、有用性もしくは特許性が望めない発明については発明者にその内容を報告し、再考するよう促している。

4. 発明審査委員会

4. 1 発明審査委員会の構成

本学の発明審査委員会は、約15年前から2か月に1回の割合で開催されており、医学部、薬学部、工学部、理学部、スポーツ科学部などの各学部の責任者、産学官連携センター長および研究推進部長が審査委員として参加し、推薦された発明の特許出願などを許可するか否かを判断する委員会である。

本学での年間の特許出願は25件程度であるため、1

回の発明審査委員会では4件程度の発明が審議され、その他に審査請求、権利維持など知的財産の管理に必要な審査も行う。

発明審査委員会は大学の授業の4時限目が終了した後に始まり、長いときには4時間に及ぶこともある。審査委員は1年間同じメンバーで構成され、審議される発明の技術分野もその都度異なるため、審査委員の負担は大きい。

4. 2 発明審査委員会の経緯

平成16年度に大学が法人化され、大学の知的財産管理体制の構築が本格化された。この管理体制の構築には、経済産業省の独立行政機関である工業所有権情報・研修館（INPIT）⁽¹⁾から知的財産アドバイザーが大学に派遣され、本学も知的財産アドバイザーの支援を受け、上述の発明審査委員会の構築に至っている。

国立、私立大学も含め多くの大学が、この発明審査委員会を採用して運用がなされていた。発明審査委員会が大学で始まった当初は、特許出願件数もさほど多くなく、審査委員にとって審議に費やされる時間的負担はさほど大きなものではなかったと考えられる。

一方、費用面から見ると、特許出願には少なくとも1件30万円程度必要であり、年間の費用となると、大学にとっては大きな負担となるため、発明審査委員会で慎重な審議が必要とされた。

しかし、大学の特許出願数も年々増加し、大学にとって特許出願は特別なものとは意識されず、研究成果の一部であると認識されるようになってきた。また、出願件数が増えるにしたがって審議時間が増加し、審査委員の負担を考えると、発明審査委員会を開催して審査委員を長時間拘束するよりも、知的財産に精通した専門委員で判断した方が効率的であることが分かってきた。そのため、多くの大学では発明審査委員会での実質的審議は行わず、知的財産に精通する専門員で迅速に審査できるように改正している。

4. 3 発明の迅速審査

本学では上述のように発明審査委員会を2か月に1回開催しており、発明審査委員会が行われた直後の発明ヒアリングのタイミングでは、次の発明審査委員会への推薦・許可を得て明細書作成まで最長3か月の期間を要する場合があります。学会発表や論文発表までに特許出願ができない状況も発生していた。また、発明審査

委員会の審査委員だけではなく、開催準備や議事録作成を行う事務方にとっても発明審査委員会の開催は大きな負担となっていた。そのため、審査委員の負担を軽減するとともに、重要な発明が学会発表によって新規性を失わないように、知的財産センターの専任教員の他に、学外の発明審査委員、コーディネーター、URAの内から少なくとも1名以上で特許出願の要否を判断できる迅速審査を採用することとなった。ただし、発明審査委員会の組織は従前のままとし、出願の許可が得られないことに対して発明者から異義があった場合や、その他の特別な判断を下す必要が生じた場合には、発明審査委員会を開催して審議を行うことにしている。

5. 特許出願

本学では特許明細書の内作は一切しておらず、すべて特許事務所に依頼している。本学の職員で知的財産を専門的に担当しているのは4名で、特許出願案件のみならず、例えば国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）⁽²⁾が事業として行っている新技術説明会等の参加申し込みやイノベーションジャパンなどの展示会にも産学連携の担当者として携わっている。

特許出願は、県内の特許事務所を主として、技術分野毎に依頼する特許事務所を決めている。ただし、医薬系の発明は、グローバルな展開が必要な場合があるため、外国特許出願を多く取り扱っており、医薬系の分野に長けた県外の大手の特許事務所に依頼している。

特許出願の技術内容は、企業などが同じ分野を集中的に出願するのに対して、本学の場合は全く異なった分野の出願を依頼しているため、同じ特許事務所への依頼でもその都度一から技術内容の確認が必要となり、特許事務所の担当者の負担は大きいと考えられる。

6. 技術説明会・展示会

本学が産学連携の成果として出展しているのは、JSTが主催として開催する新技術説明会、ライフサイエンス新技術説明会、大阪商工会議所を発端として現在社団法人医薬新結合研究所が運営している創業シーズ・基盤技術アライアンスネットワーク（DSANJ）、イノベーションジャパン、課題解決EXPOなどの発表会や展示会である。

新技術説明会は、大学毎に、特許出願が行われた技術について発明者が研究成果を発表し、興味のある企

業と名刺交換を行い、さらには、その場で直接相談会を行うこともできる発表会である。ライフサイエンス新技術説明会も同様であるが医療関係に特化した説明会で、主に医療機器メーカーや製薬メーカーが聴講者として説明会に参加している。このライフサイエンス新技術説明会は上述のように医療関係に特化しているため一つの大学では発表件数が少ないため、他の複数の大学と合同で行われることが多い。DSANJはさらに創業に特化したものでマッチング対象は製薬メーカーである。

イノベーションジャパンと課題解決 EXPO は展示会である。イノベーションジャパンは大学見本市と言われ、全国の大学が一堂に会して、展示とその場での企業マッチングを目指すものであり、一方、課題解決 EXPO は九州地区を本拠地とした展示会である。

本学のコーディネーターは、本学単独の特許出願で、かつ、未公開の案件について、このような説明会や展示会にふさわしい発明をピックアップするとともに、発明者に参加を要請し、共同研究先企業や技術移転先企業を見つけ出すことに注力している。

7. 技術移転機関への依頼

企業との共同出願の場合は、すでにその企業との連携ができていますが、本学単独発明の場合は、発明者自らベンチャーを立ち上げる場合を除いて共同研究先企業や技術移転先企業を探す必要がある。上述の新技術説明会や展示会に参加しても相手先が見つからない場合も多い。そのため、本学単独発明の案件について技術移転機関（TLO）にも依頼を行う。依頼するにあたって、対象案件を精査する必要があり、依頼した案件によっては、TLO から断られる場合もある。TLO への依頼には対価が必要であり、また、実際にライセンスが成立した案件については、成功報酬としてライセンス収入の何割かを TLO に支払うことになる。実際に依頼した何件かはトライアルライセンスとして成立し、ライセンス収入も得ることができたが、現時点で大型の案件は成立していない。

TLO から、依頼を受ける案件で最も適した案件は、特許出願済みであって未公開の発明であると言われていた。発明が公開されてしまうと、発明の周辺技術がその公開によって進歩性がなくなり、幅の広い権利、すなわち企業が新規な事業を展開するための自由度がそこなわれる恐れがあるとのことである。そのため、

特許出願が完了した時点で、できるだけ早く依頼してもらえると、相手先企業が見つかりやすいとのことである。

8. 発明の権利化（審査請求）

本学での審査請求は、企業との関係で早期審査請求を行う場合を除いて、原則として審査請求期間満了6か月前にその要否を判断する。判断方法は、発明者に書面で、発明の概要、出願後から現在までの関連研究の進捗状況、事業化・技術移転の見込み、あるいは連携候補先の企業等の有無、出願後に見出された本案件に関する先行特許や論文等について問い合わせを行い、迅速審査でその記載内容に基づいて決定する。

また、企業と共同出願を行っている案件については、原則として企業が審査請求の費用を負担し、企業の要望に従って対応している。

9. 権利維持

特許権の権利維持に関して、4年目以降は毎年もしくは3年毎に発明者に対して権利の維持が必要か否かを問い合わせていた。企業でも同様と考えられるが、4年目は発明が実施されていなくとも、発明者は必ず実施の可能性があるとして主張する。また、毎年権利維持が必要か否かを判断することは煩雑であり、さらに、特許事務所に年金支払いの依頼をすると、庁費用とは別におよそ1万円が手数料として請求される。そのため、本学では登録時に6年間分を纏めて支払っている。

登録時に6年間分を纏めて支払っている具体的な理由は、審査請求までに3年、特許庁での審査で1年、6年間分の年金支払により、7年目の年金の支払い時には、特許出願から約10年が経過していることになる。すなわち、安全性などの確認を必要とする医薬品等を除き、特許出願から10年を経過すると、技術革新による代替え技術等により、多くの発明が陳腐化するため、その発明が実施される可能性を見極める期間として十分であると考えられる。そのため、7年目の支払いの時に、発明者に書面で、維持を希望する場合には、企業等へ実施許諾の予定又は譲渡の予定があるか、本学が承継し権利化した特許権を使用し、本学教職員が兼業又は独立して起業する予定があるかを問い合わせている。発明者に問い合わせたこれらの権利維持の要件を満たさない案件は、本学では年金を納めない。もし、発明者がその権利を本学から本人に返還を希望す

る場合に、特に支障がないときには、権利移転の費用は本人が支払うことを条件として認めている。

10. 外国出願

外国出願に関しては、本学でその出願費用を負担することは原則として行っていない。外国出願は、出願から権利化までの費用が比較的高く、米国だけの出願であっても、翻訳費用、現地代理人の中間処理の費用などを含めると、場合によって150万円程度が必要となる。欧州や中国への出願などを含めると本学では到底その費用を賄うことできない。そのため、多くの大学では、JSTの外国特許出願支援制度を活用している。

この外国特許出願支援制度は、支援のための条件があり、大学等の単独または一定の条件を満たした共同出願のみが対象である。共同出願相手先に企業が含まれる場合は支援の対象外となる。企業が含まれる場合は、企業が外国出願の費用を負担すればいいとの考えである。

支援申請期限は基礎出願から6月以内で、申請が受け付けられるとJSTの調査員から発明者にヒアリングが行われる。このヒアリングを基に調査員の方が発明の説明資料を作成し、外部有識者数名が参加する審査委員会で調査員がその場で、または発明者がWeb上でプレゼンテーションを行い、審議され支援するかどうか決定される。

支援を受けられるとPCT出願を行うことができる。採択率は30%程度と言われており、年々厳しくなっているようである。このプレゼンテーションのときに、例えば、特定の実験を行って複数種類のデータを取得しておくとか、安全性試験をしておくとか、いろいろな条件が課される。各国移行の場合も同様にヒアリングと審査委員会が行われ、このときPCT出願段階で課された条件がクリアできているか、さらに、企業との共同研究契約やライセンス契約など発明が活用されているかという傍証も要求され、各国移行の支援が決定される。なお、移行が認められるのは多くて3か国程度であり、医療関連の発明では、in vivoの試験結果がないとほぼ支援を受けられない。

支援の金額は、出願等の費用の80%程度であり、実際にライセンスがなされ、大学にライセンス収入が得られたときには、JSTから支援を受けた費用を返済する必要がある。この制度を費用の面から簡単に言うと、JSTから外国出願の費用の大部分を貸しても

らって、実際に特許を企業にライセンスして収入が得られた場合には貸してもらった費用をJSTに返済し、逆に最終的にライセンス収入が得られない場合には、費用を返済しなくていい制度である。

本学においては、この制度を利用することにより、外国出願を行っている。

11. 研究契約書

知的財産担当者が本学で扱っている契約書は、主に秘密保持契約書、共同研究契約書、受託研究契約書、共同出願契約書、ライセンス契約書である。

秘密保持契約書は、本学の契約書を使用しても企業が作成した契約書を採用しても大きくは変わらず、ほとんど問題は生じない。

一方、共同研究契約書、受託研究契約書では企業との間で何度も交渉がなされる場合がある。この契約書には、研究で生まれた知的財産の取り扱いが記載されている。原則として、特許が生まれたときには、共同研究契約書ではその持ち分は共同となる。受託研究契約書の場合では、企業から秘密情報等が提供されて発明に至った場合を除き、発明者に、すなわちすべての持ち分が結果的に大学に帰属されることが記載されている。また、共同出願の場合は、出願等の管理費用のすべてを企業が負担するようにも記載されている。

今までに何件かの受託研究において、企業側は、企業が研究費を負担しているのだから、特許も含めて研究成果はすべて企業のものだと主張されることがあった。研究者はその費用で研究でき、その成果を発表できるからそれで充分であるなどとも言う。

しかし、特許も含めて企業側に研究成果のすべてを渡した場合には、それは研究契約とは認められずに、請負契約となり、大学は税収の優遇措置は受けられなくなる⁽³⁾。そもそも、共同研究、受託研究の費用には、本学研究者の人件費も、本学の高価な測定器などの設備を使用する費用も含まれておらず、もしこのようなことが認められるとすれば、第三者機関に依頼する場合と比べて、極めて安価に研究開発ができることになる。

公的な資金が投入されている大学がこのような研究をすることは、すなわち、大学が一企業のためだけに大学の職員と設備を無償で提供することになり、到底受け入れられるものではない。そのため、企業にこのようなことを理解してもらうために、かなりの時間を

費やす場合がある。なお、このようにすべての成果の譲渡を要求する企業は、以前に大学と共同研究を行った経験がない大手企業に多い。

出願費用等の負担に関しては、大学が発明を実施する実施機関でないため、企業側から異義を申し立てられることはほとんどない。また、受託研究であっても、企業から特別な情報がもたらされることがほとんどであるため、実際に多くは共同出願となっている。

ところで、大学と企業との研究で生まれた特許の取り扱いについて、大きく2つのパターンがある。もともと、特許法上では、特許の持ち分が1%でもあれば、共有者は特許発明を自由に実施することができる⁽⁴⁾。また、一方、大学が発明を実施する機関ではないので、企業が発明を実施して収益を得たとしても、大学に利益がもたらされることはない。さらに、企業側は大学が第三者にライセンスを行うことを拒否できる⁽⁵⁾。そのため、多くの大学では不実施補償を企業に要求している。すなわち、企業が発明を独占的に実施するのであれば、独占に対する対価を大学に支払うように要求するものである。もし、独占実施を望まないのであれば、大学は第三者に対して自由にライセンスできるようにしている。

もう一つのパターンとして、特許法に関わらず個別契約として大学は自由に第三者にライセンスができるようにしておく。企業が独占実施を望むらな、例えば5年間、大学に対して特許の優先交渉期間を設定し、大学はその期間は第三者にライセンスすることはできないこととし、その代わりに、優先交渉期間中は出願費用を含めてすべての管理費用を企業が負担する。

特許の取り扱いに関する契約は、上記の内容が大前提となっており、外国出願の費用も含めてどのように取り扱うかを記載する。大学では発明を実施しないため、企業側は、大学に対して外国出願の費用負担、外国の特許を受ける権利の譲渡を主張することはほとんどない。

12. 外部からの人的支援

大学の研究者が外部の大型資金、例えば、国立大学法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）⁽⁶⁾の公募に申請して、プロジェクトリーダーとして採択された場合には、大きな研究資金がNEDOから提供され、申請した研究者だけではなく、複数の大学研究者、企業が分担しながら研究を実施する。提供された

外部資金の経理処理だけではなく、その研究から生まれた知的財産をどのように取り扱うかの問題が生じる。大学と企業側の立場、考え方の違いにより、これをまとめるのは容易でない。例えば、研究の分担を行う企業等でなされた発明を特許出願する場合、他のメンバーの不利益にならないようにメンバー全員の承諾が必要となる。また、このメンバー企業に対する特許ライセンスやメンバーでない外部企業にライセンスする場合の要件など、いろいろと条件を決定する必要がある。

しかし、本学ではもともとそのような大型プロジェクトを担当するための知的財産担当者は存在せず、今いる人材の中でやりくりをしていかなければならない。また、複数の企業と大学がメンバーとなる大型プロジェクトの場合は、大学側と企業側の意見をうまくまとめて、研究を推進していかなければならず、人材の数の面だけでなく、そのようなスキルを持った人材は本学にはほとんどいない。そのため、本学では、そのようなスキルを有する人材確保のため、INPITに、知的財産プロジェクターの支援要請を申請し、支援が得られたため、本学のNEDOプロジェクトリーダーを補佐することを目的として、NEDOの知財関連の業務を纏めていただいている。

13. 安全保障貿易管理

経済産業省は約5年前から企業だけでなく大学に対しても、安全保障貿易管理を厳格に実施するように要請している。例えば、外国から研究者や大学院生を受け入れる場合、本学の研究者が海外に装置等を持ち出す場合や海外に技術情報を提供する場合など、それらの行為に対して本学が安全保障貿易管理の対象項目に該当するか否かを判断・管理できる体制を構築する必要が生じた。そのため、外国人を受け入れる理学、工学、生命科学系などの研究室等は、受け入れる対象者が外国ユーザーリストの掲載機関や国連武器禁輸国、軍等に関係する者であるなど、複数の項目をチェックして、懸念が生じる場合には知的財産担当者、学部内の責任及び受け入れ担当教員などが1次協議を行い、受け入れるか否かを判断する。受け入れる場合で懸念がまだ残る場合には他の組織の責任者も参加して2次協議を行い、それでも判断がつかない場合は3次協議まで行って最終決定することになっている。

本学の知的財産を管理する部署が、安全保障貿易管

理も兼務するのは、この部署が医療関連、薬学、工学など複数の技術を取り扱うため、他の部署と比べて技術判断が容易であることと、安全保障貿易管理のためだけに新たな人材を雇用することが困難であることが理由である。ただし、グローバル化により本学で取り扱う案件が増加すれば、専門の部署を立ち上げる必要が生じる。

なお、安全保障貿易管理の運用に関しては、大学の学問の自由を過度に制限することにならないように、慎重に運営していく必要がある。

14. 大学発ベンチャーの特許支援

大学発ベンチャーとして有名な東京大学の株式会社ユーグレナ、大阪大学のアンジェス株式会社などがある。経済産業省は、我が国の経済が持続的な発展を続けていくため、大学発ベンチャーの支援を行っている⁽⁷⁾。

本学でも、自分の研究成果を基にしてベンチャーを起業したいと考える研究者が他大学と同様に増加している⁽⁸⁾。そのため、知的財産センターでは、その研究者の特許に対して優遇措置を与え、そのベンチャー企業にライセンスしている。

今まで設立された多くのベンチャー企業の中には、数年後に消滅もしくは休眠している場合もある。将来において、価値の高い特許が活用できなくならないように、本学では大学の特許をベンチャー企業設立時に譲渡するのではなく、最初はライセンスを行い、ベンチャー企業の運営が軌道に乗った時点で売却等をするように考えている。

15. おわりに

各大学においては、いろいろな問題を抱えており、本学の知的財産活動とは全く異なる内容を実施している場合も多々あると思われる。特に研究者への知的財産制度への啓蒙について、どのようにすればもっと効率的であるか、頭を悩ませる部分である。年間の出願件数が多い大学では、いかに多くの発明を速く審査するとか、逆に、年間の出願件数が少ない大学ではどのようにすれば出願件数を増やすことができるとか、大学それぞれによって悩み事は異なる。

また、企業との研究契約でどこまで譲歩するか、大学の規模や研究者等によって異なってくると思われる。本投稿内容が、企業と大学とで共同研究等を行う企業の知的財産担当者、もしくは大学の知的財産担当者の業務の参考となれば幸いである。

(注)

- (1) INPIT : <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>
- (2) JST : <https://www.jst.go.jp/>
- (3) 文部科学省 (税金免除) : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/001.htm
- (4) 特許権の共有の場合の特許発明の実施 (特許法第 73 条 2 項)
- (5) 特許権の共有の場合の第三者へのライセンス (特許法第 73 条 3 項)
- (6) NEDO : https://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/boshu2021/2021_koubou.pdf
- (7) 経済産業省のベンチャー支援 : https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/start-ups.html
- (8) ベンチャー数の推移 : <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200515003/20200515003-2.pdf>

(原稿受領 2022.4.6)